

## 令和4年度歴史的建造物活用促進業務委託に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

項目番号	該当箇所	質問	回答
1	募集要領別紙1 仕様書「3 業務期間」	令和5年度以降、継続的な活用事業が可能か？あるいは、令和5年3月31日をもって、本「活用促進業務委託」は全く白紙の状態になるのでしょうか？エリアマネジメントの観点から、中長期計画の活用事業にも着手したいと考えています。	本年度は半年程度しか事業期間がないため、本市が適切と認めるときは、同条件で1年間の更新を認めます。なお、最大で3年程度の委託期間更新を可能とすることを想定しています。
2	募集要領別紙1 仕様書「6(3)ク 収入を当てることができる事業経費」	用途地域も踏まえ、常設的な営業事業は可能か？あるいはこれまで通り、喫茶や物販などについては、単発イベント開催時のみ可能、という認識で良いか？	両施設ともに用途地域が第一種低層住居専用地域であるため、店舗・飲食店等を常設することは困難です。 ただし、イベント主催者等がイベントの一環として行うサービス等の提供にあたり、金銭の授受があることは想定しています。
3	募集要領別紙1 仕様書「10(1)イ 職員の勤務」	現体制の職員の人事費はいくらかかっているか？	施設に従事する7名の会計年度任用職員の人事費（交通費を除く）の合計について、令和4年度実績は、以下のとおりです。 4月勤務分：150,336円 5月勤務分：154,512円 6月勤務分：141,984円
4	－	松本剛吉邸向かいの旧保健所跡地は、駐車場として使用できるか？ (イベント時のみ可能、なども教えてください。)	イベント開催時のみ利用できます。なお、文化政策課から旧保健所跡地を管理している部署へ事前の利用申請が必要となります。

5	募集要領「12 選定・審査方法」	審査員は誰ですか？	小田原市歴史的建造物活用促進業務委託プロポーザル審査委員会を構成する全委員の属性は、本市職員です。
6	募集要領「12（3）評価基準 評価項目内『防火・防災、危機管理』」	防火管理者を常駐させる必要はあるか？ 当団体には理事のなかに防火管理者がいるが、組織として防火管理が可能である、という認識では不足しているか？	消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める防火対象物であるため、防火管理者を選任しなければなりませんが、常駐させる必要はありません。
7	-	皆春荘は松永記念館の駐車場を使えるか？（皆春荘の来場者に公式に松永記念館の駐車場を案内してもよいか？）	利用できません。
8	募集要領別紙1 仕様書「6 業務内容」	庭などを改修することは許されるか？ (例えば、松本邸の庭の木を切る、水路に水を流す、芝生を張る等)	庭園の維持管理として日常的な低木剪定や植栽管理等を行っていただくことを想定しており、庭園の改修は、受託業務の対象外となります。
9	募集要領別紙1 仕様書「6 業務内容」	松本邸の流水庭園に水を流す設備は現状整っているか？ なければ、小田原市で敷設する予定はあるか？あるいは受託者が敷設してよいか？	井戸からポンプにより水を汲み上げ、流水させることは可能ですが、井戸の水が枯渇しやすく流量が確保できないため、実質的には設備が整っていないものと言えます。 令和4年度から令和5年度にかけて行う庭園整備工事の実施設計にて当該設備の整備を行うべきか検討し、その結果に基づいて、令和5年度から令和6年度にかけて整備工事を実施することを予定しています。 また、当該設備の整備に係る工事は、受託業務の対象外となります。